

# 船舶事故調査報告書

平成29年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年9月23日 23時45分ごろ
発生場所	大分県佐伯市鶴御崎南東方沖 鶴御崎灯台から真方位137° 10.8海里付近 (概位 北緯32° 48.0′ 東経132° 13.7′)
事故の概要	漁船第七十八新栄丸は、南東進中、また、漁船第16南豊丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年2月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七十八新栄丸、19トン OT2-1998（漁船登録番号）、鳩石水産有限会社 B 漁船 第16南豊丸、8.18トン OT2-2165（漁船登録番号）、増井水産有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約1.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか9人が乗り組み、法定の灯火を表示し、約7.5ノットの対地速力で、手動操舵により魚群探索を行いながら南東進していた。 船長Aは、魚群探知機を見ながら航行中、衝撃を感じた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定の灯火を表示し、船首を西方に向けて錨泊し、水銀灯を点灯して集魚を行っていた。 B船は、船長Bが、操舵室で横になってレーダーを見ていたところ、接近するA船を認めたが、何もできず、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、魚群探知機を見ていて見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、操舵室で横になってレーダーを見ていたものの、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が南東進中、B船が錨泊中、船長Aが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。

**参考**

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 常時適切な見張りを行うこと。